

県外向け広報イメージコピー「黄金の國、いわて。」使用承認基準

岩 手 県
平成 20 年 3 月 26 日制定
令和 3 年 9 月 30 日改正

(目的)

第1 この基準は、岩手のイメージアップと「岩手ブランド」の構築に向けて、岩手がもつ各分野の豊かな価値を、全国、そして世界に発信していくための一環として策定したイメージコピー「黄金の國、いわて。」及びサブコピー「マルコ・ポーロや西行法師、松尾芭蕉が憧れた理想郷。」(以下「イメージコピー」という。)の使用承認の基準及び使用承認の事務処理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(イメージコピーのデザイン)

第2 イメージコピーのデザイン及び仕様は、以下のとおりとする。

- (1) イメージコピー 黄金の國、いわて。
(書体 DEP平成明朝体W3-PSM)
- (2) サブコピー マルコ・ポーロや西行法師、松尾芭蕉が憧れた理想郷。
(書体 ゴシックMB101H)

(使用承認申請)

第3 イメージコピーを使用しようとするものは、あらかじめ県に「イメージコピー「黄金の國、いわて。」使用承認申請書(様式第1号)」を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 新聞、テレビ、雑誌等の報道機関が報道の目的で使用する場合
 - (2) その他、県が特に申請を要しないと認めた場合
- 2 県は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、当該申請に係る使用が適切と認められるものに対して、「イメージコピー「黄金の國、いわて。」使用承認通知書(様式第2号)」をもって承認するものとする。
- 3 審査の結果、当該申請に係る使用が適切と認められないものに対しては、「イメージコピー「黄金の國、いわて。」使用不承認通知書(様式第3号)」により、その旨を通知する。

(使用承認の範囲)

第4 使用承認の範囲は、岩手のイメージアップと「岩手ブランド」の構築に向けた岩手がもつ各分野の豊かな価値の情報発信や周知に寄与すると認められる場合とし、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、これを承認しない。

- (1) 本県及びイメージコピーの品位を傷つけるもの又は正しい理解の妨げになるもの
- (2) イメージコピーを専ら営利目的(商品を販売し、利益を得る行為)で使用するもの(ただし、県及び関係団体との共催、協賛による事業等の場合は、この限りではない。)
- (3) 法令又は公序良俗に反すると認められるもの又は反するおそれがあるもの
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与えるもの又は与えるおそれがあるもの
- (5) 社会問題についての特定の主義又は主張に当たるもの
- (6) 使用承認の申請の内容又は責任の所在が不明確なもの

(7) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれがあるもの

(8) その他、県が承認することが不相当と認められるもの

(使用承認の期間)

第5 イメージコピーの使用承認の期間は、承認した日から当該承認した日の属する年度の末日までとする。

(使用料)

第6 イメージコピーの使用料は、無償とする。

(遵守事項)

第7 イメージコピーの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、承認を受けた内容の範囲内でのみイメージコピーを使用するものとし、当該使用の承認の範囲を超えてイメージコピーを使用しようとする場合は、改めて承認を受けるものとする。

2 使用者は当該使用に係る物件の完成見本を速やかに県に提示しなければならない。ただし、完成見本の提示が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができる。

3 イメージコピーを使用する権利は、第三者に譲渡又は転貸してはならない。

(使用者の責務)

第8 使用者は、イメージコピーの使用に際しては、信義を重んじ、この基準に基づき誠実に使用しなければならない。

2 イメージコピーの使用に起因する問題が生じたときは、使用者が誠意を持って速やかに対処するものとし、県は一切の責任を負わない。

(改善の指示)

第9 県は、使用者が使用承認の範囲を逸脱してイメージコピーを使用していると認められる場合には、使用者に改善を指示することがある。

(承認の取消し)

第10 県は、イメージコピーの使用が、この基準又は承認内容に反していると認められる場合、又は第9の規定による改善の指示に対し、使用者が速やかに改善の措置を講じない場合は、当該承認を取り消し、使用を差し止めることができる。

2 前項の承認の取消しは、「イメージコピー「黄金の國、いわて。」使用承認取消通知書（様式第4号）」をもって行うものとする。

3 前2項の規定により承認を取り消された者は、取消の通知があった日以降、当該承認に係る物件の使用、配布、展示等をしてはならない。

(疑義等)

第11 この基準に定めのない事項及び生じた疑義等については、県と使用者が協議して定める。

様式第1号

令和 年 月 日

岩手県知事 達増拓也 様

申請者 住所
氏名

(連絡先 担当者氏名
電話
E-mail)

イメージコピー「黄金の國、いわて。」使用承認申請書

イメージコピー「黄金の國、いわて。」を使用したいので、県外向け広報イメージコピー「黄金の國、いわて。」使用承認基準の規定を了承のうえ、下記のとおり申請します。

記

1 使用内容

2 使用期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

3 使用場所（店舗、工作物等へ使用する場合）

4 添付資料等

※製作物等の概要が分かる資料等を添付してください。（工作物等へ使用する場合は、当該工作物等の設置位置図、設計図等）

※通知を郵送によることを希望する場合は、申請者の住所、氏名等を記載した返信用封筒（切手を貼付したもの）を添えてください。

様式第2号

令和 年 月 日

様

岩手県知事 達増 拓也

イメージコピー「黄金の國、いわて。」使用承認通知書

令和 年 月 日付けで使用承認申請のありましたイメージコピー「黄金の國、いわて。」の使用について承認します。

なお、使用に当たっては、県外向け広報イメージコピー「黄金の國、いわて。」使用承認基準を遵守のうえ使用してください。

記

- 承認番号
- 使用承認の内容
- 使用承認期間
令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
- 使用場所（工作物等に使用する場合）
- その他

様式第3号

令和 年 月 日

様

岩手県知事 達増 拓也

イメージコピー「黄金の國、いわて。」使用不承認通知書

令和 年 月 日付けで使用承認申請のありましたイメージコピー「黄金の國、いわて。」の使用については、下記の理由により不承認とします。

記

不承認とする理由

様式第4号

令和 年 月 日

様

岩手県知事 達増 拓也

イメージコピー「黄金の國、いわて。」使用承認取消通知書

令和 年 月 日付けで使用承認した事項について、次のとおり承認を取り消します。

記

- 1 承認番号
- 2 使用承認の内容
- 3 使用承認期間
令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
- 4 使用場所（工作物等に使用する場合）
- 5 承認取消の理由
- 6 その他